

総合評価書

1. 評価対象政策（法第10条第1項第1号） 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立	
2. 政策所管部局 大臣官房政策課食料安全保障室 【大臣官房政策課食料安全保障室/技術政策室/環境政策室、大臣官房国際部国際政策課/国際地域課/海外投資・協力グループ、消費・安全局植物防疫課/動物衛生課/畜水産安全管理課、食料産業局企画課/食品流通課、生産局農業環境対策課/飼料課、農村振興局整備部設計課、政策統括官付（農産企画課/穀物課/貿易業務課）、農林水産技術会議事務局研究調整課/研究開発官(基礎・基盤、環境)、水産庁資源管理部国際課】	3. 評価実施主体（法第10条第1項第2号） 大臣官房政策課食料安全保障室
4. 評価実施時期（法第10条第1項第2号） 平成30年度	
5. 評価対象期間 平成25年度～平成29年度の5年間 （前回評価実施後の5年間を評価対象期間として設定）	
6. 政策の目的・目標 国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保することが必要である。また、凶作、輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給の確保を図る必要がある。 他方、世界的な人口増加等による食料需要の増大、気候変動による生産減少など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因（リスク）が顕在化しつつあり、中長期的な食料需給のひっ迫が懸念され、また、自然災害や輸送障害などの一時的・短期的に発生するリスクも存在している。 このため、不測の事態に備え、平素からこれらのリスクの影響等を分析、評価するとともに、不測の事態が生じた場合の具体的な対応手順の整備、関係者による共有を進める。また、リスクの分析、評価を踏まえた食料の安定供給への影響を軽減するための対応策を検討、実施することにより、総合的な食料安全保障の確立を図る。	
7. 政策の具体的内容 総合的な食料安全保障を確立するため、以下の取組を実施。なお、これらの取組と評価対象期間に実施された個々の政策手段との対応を政策ツリーとして整理する。 食料供給に係るリスクの定期的な分析、評価等 ○食料供給に係るリスクの分析・評価	

- 「緊急事態食料安全保障指針」に基づく対応手順を検証するためのシミュレーション
海外や国内におけるリスクへの対応

ア 国際的な食料需給の把握、分析

- 世界の穀物等の需給や短期の見通し等に関する情報の収集、分析及び情報発信
- 中期的な食料需給予測の実施、長期（2050年）の食料需給予測システムの構築

イ 輸入穀物等の安定的な確保

- 輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集
- 小麦及び飼料用穀物の適正な備蓄水準の確保
- 海外農業投資の促進
- 海外からの遺伝資源の円滑な取得の推進

ウ 国際協力の新展開

- 開発途上国におけるフードバリューチェーンの構築の推進
- 途上国に対する農業生産や食品安全等に関する技術協力及び資金協力、食料援助
- アセアン+日中韓の緊急米備蓄の体制確立

エ 動植物防疫措置の強化

- 家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の海外からの侵入防止
- 国内の家畜防疫体制の強化
- 国内における病害虫の発生予防及びまん延防止

オ 食品流通における不測時への備えの強化

- 食品産業事業者、地方公共団体等の連携・協力体制の構築及び事業者の事業継続計画（BCP）策定の促進と流通拠点の耐震化
- 米及び小麦の適正な備蓄水準の確保
- 家庭における食料品備蓄の推進

8．評価の観点（法第10条第1項第3号）

評価の観点には、必要性、有効性、効率性、公平性、優先性の5つがある。

これらのうち、必要性については、国民や社会のニーズからみて必要な取組であったか等について検証するために選択する。有効性については、期待する効果が発揮されたか等について検証するために選択する。効率性については、投入された予算に見合った効果が得られたか等について検証するために選択する。

公平性については、政策効果の受益や費用の負担が公平に分配されているかとの観点であるが、本政策の効果は国民全体に及ぶものであり、また、特定の者に補助金等を交付する性質のものではないため選択しない。

優先性については、他の政策よりも優先的に実施されるべきかとの観点であるが、本政策は海外からの輸入に依存している食料に関する生産状況等の情報収集、ひっ迫が懸念される世界の食料需給を背景とした海外農業投資や国際協力の推進、動植物の疾病に対する水際対策、食品流通における不測時への備えの強化等といった国の根幹を支えるものであり、かつ国が自ら実施すべきものであり、優先性は自明であることから選択しない。

9．学識経験を有する者の知見の活用（法第10条第1項第5号）

10．評価を行う過程において使用した資料その他情報（法第10条第1項第6号）

—

11．政策効果の把握の手法及びその結果（法第10条第1項第4号）

【政策効果の把握の手法】

7に掲げる取組の効果について、必要性、有効性、効率性の観点から評価を行う。

必要性については、政策を行う背景、政策課題、政策目的、食料安全保障（食料の安定供給）に対してどのように貢献するものであるか、国民や社会のニーズに照らして、今後も政策を継続する必要があるか等々を評価する。

有効性については、評価対象期間において、どのような政策手段を講じたか、それによりどのような効果があったか等々を評価する。

効率性については、投入された予算、人員等の資源量に見合った効果が得られたか、投入した資源量は妥当であったか、他の方法と比較した場合に節約が図られていたか等を評価する。

【結果】

食料供給に係るリスクの定期的な分析、評価等

食料供給に係るリスクの分析・評価

【必要性】

我が国の食料の安定供給を確保するためには、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることが必要とされている。他方で、国内の農業生産と輸入には、自然災害などの一時的・短期的なリスクや、気候変動などの中長期的なリスクが存在している。我が国の食料の安定供給に大きな影響を与えた又は与える可能性のあった不測の事態は、過去30年間にわたって度々発生しており、特に近年は、食料の安定供給に大きな影響を及ぼしうる自然災害が国内において高い頻度で発生している。こうした現状を踏まえれば、不測の事態に備え、平素から我が国の食料の安定供給に関するリスクを分析・評価し、その結果に応じてリスクを回避・低減するための対応策を検証することが必要である。

【有効性】

食料供給に係るリスクの分析・評価を平成26年度以降毎年度実施した。対象品目としては、①輸入依存度が高い品目、②食料供給に占める熱量の割合が高い品目、又は③国内生産で完全な代替が困難な品目の中から、米、小麦、大豆、飼料用とうもろこし、畜産物及び水産物の6品目を選定した。対象リスクとしては、対象品目のフードチェーンの実態を踏まえ、生産面、流通面、需要面の観点から17のリスクを選定し、一時的・短期的に発生するリスクと、既に顕在化しつつあるリスクに分類した（図1）。これらのリスクについて、発生頻度の蓋然性（高・中・低の3段階）と影響度（全国的・地域的又は部分的・局地的又は限定的の3段階）の2つの観点から、我が国の食料の安定供給に与える影響を分析し、各リスクを回避・低減する対応策の実施状況を評価

した。

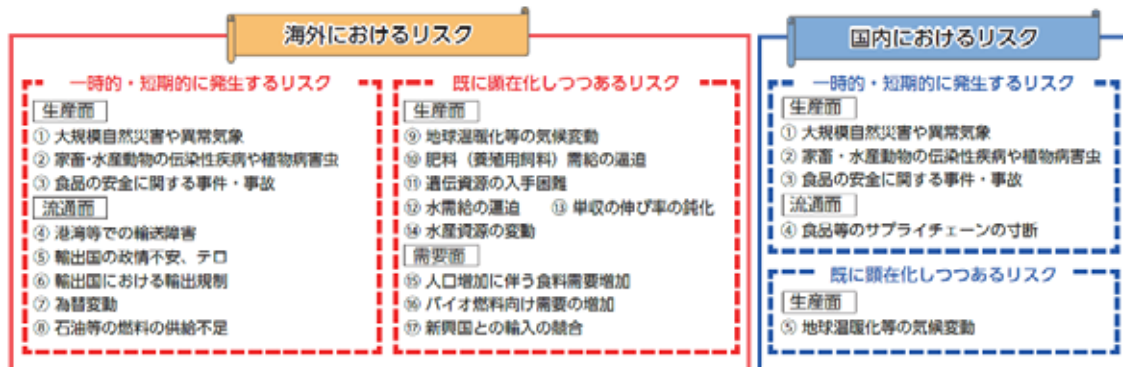


図 1 影響の分析・評価の対象としているリスク一覧

平成26～29年度においては、リスクを回避・低減する対応策が概ね取られていると評価される一方、人口増加に伴う食料需要の増加や、地球温暖化等の気候変動など、将来悪化する可能性が高いリスクも存在していることから、動向を注視していく必要があると評価された。これらの結果、我が国の食料の安定供給に係るリスクが体系的に整理されるとともに、我が国の食料供給で重要な位置を占める6品目について、安定的な供給に影響が及ぶ可能性をモニタリングすることができた。さらに、特定のリスクについては今後注視が必要であることが判明したことから、将来のリスク対応の優先順位付けを行うことができた。

他方で、本リスク分析・評価については、リスクの動向の監視に力点が置かれており、リスクを回避・低減するための対応策の点検及び新たな対応策の方向性の提示に力点が置かれていないという課題がある。従って、今後は、経済・社会・環境の情勢変化や技術発展に伴い顕在化する可能性が高まっているリスクや、近年、特に発生頻度が高まっている国内の自然災害などのリスクについて重点的な分析し、リスクを回避・低減する対応策の実施状況の検証を踏まえ、新たな政策の方向性を提示するなど、食料安全保障政策の改善に直接資する成果を上げられるよう、見直しを図る必要がある。

【効率性】

本リスク分析・評価においては、多種多様な品目及びリスクの中から、我が国における食料の安定供給上、重要度が高いと考えられる6品目及び17リスクに重点化して分析・評価を実施している。また、各リスクの発生頻度・影響度の動向を分析するため、国内外の統計や研究論文を活用するだけでなく、省内品目担当部局による調査結果を活用し、限られた時間の中で約100指標の動向を分析している。以上のことから、効率的なリスク分析・評価が実施されたと言える。

「緊急事態食料安全保障指針」に基づく対応手順を検証するためのシミュレーシ

ヨソ

【必要性】

不測時においても国民が最低限度必要とする食料の供給を確保できるよう、不測の事態を深刻度に応じてレベル0からレベル2に分類し、それぞれの場合における対策を定めた「緊急事態食料安全保障指針」を平成24年に策定している（表1）。

「緊急事態食料安全保障指針」のそれぞれのレベルの判定基準は、以下の表のとおりとしている。レベル1に類する事例として、過去には平成5年の米の大不作や、昭和48年の主要輸出国における輸出規制の実施による大豆の価格高騰が発生している。

今後、もし同様の不測の事態が生じた場合、我が国の食料の安定供給に及ぼす影響は極めて深刻であることから、そのような事態に備えて「緊急事態食料安全保障指針」に基づく迅速な対応が可能な体制を整備するために、定期的にシミュレーションを実施し、対応手順や役割分担の確認を行う必要がある。

表 1 緊急時のレベル

レベル	判定基準	想定される事態（例）
レベル0	事態の推移いかんによっては、特定の品目の需給がひっ迫することにより、食生活に重大な影響が生じる可能性がある場合 〔レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合〕	・我が国における大不作の予測 ・主要輸出国における大不作の予測、輸出規制の動き ・主要輸出国における突発的な事件・事故等による貿易等の混乱 ・安全性の観点から行う食品の販売等の規制
レベル1	国民が最低限度必要とする熱量の供給は可能と見込まれるものの、特定の品目の需給がひっ迫することにより、食生活に重大な影響が生じるおそれがある場合 〔特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合を目安〕	・米の大不作の発生（例：平成5年の米の不足） ・主要輸出国における輸出規制の実施（例：昭和48年の大豆の価格高騰）
レベル2	国民が最低限度必要とする熱量の供給が困難となるおそれがある場合 〔1人1日当たり供給熱量が2,000キロカロリーを下回ると予測される場合を目安〕	・穀物、大豆及び関連製品の輸入の大幅な減少

【有効性】

平成27年3月に「食料の安定供給に係る主要な不測の事態に対する具体的な対応手順」を定め、主要な農産物の輸入の大幅な減少など、不測の事態が発生した場合に、「緊急事態食料安全保障指針」に基づき適切に対処できるよう、具体的に不測の事態を想定した対応手順や役割分担を整理した。さらに平成27年度には、「不測時における食料安全保障のための演習事業」により、緊急時レベル1に相当する3つの事態（表2）を

想定した演習（図上訓練）を関係者内で実施し、対応手順が適切であることを確認するとともに、役割分担の確認を行った。

表 2 演習を実施した3つの想定

想定①	国内における米の不作（作況指数80 約150万トンの不足） →「コメ」に関する演習会：平成27年11月11日（水） →「コメ」に関する演習検討会：平成27年12月21日（月）
想定②	食糧用輸入小麦の輸入量減少（米国等の不作 約130万トンの不足） →「小麦」に関する演習会：平成27年12月16日（水） →「小麦」に関する演習検討会：平成28年1月29日（金）
想定③	飼料穀物（トウモロコシ）の輸入量減少（米国等の不作 約300万トンの不足） →「飼料穀物」に関する演習会：平成27年12月21日（月） →「飼料穀物」に関する演習検討会：平成28年2月8日（月）

一方、本シミュレーションについては、①平成27年度以降、新たな演習が一度も実施されておらず、現在の関係者のほとんどが演習を経験していない、②演習を通じて明らかとなった課題を解決するための直接的な対応が取られておらず、役割分担の確認に留まっているといった課題がある。従って、今後は、平成27年度の演習事業の手法を活用しつつ、想定する事態のバリエーションを拡大したシミュレーションを定期的に実施し、対応手順及び役割分担に関する習熟を図るとともに、対応手順について策定以降の状況変化を踏まえた検証を実施する必要がある。

【効率性】

平成27年度に実施した「不測時における食料安全保障のための演習事業」においては、限られた時間の中で演習の効果を最大化するために、豊富な演習事業の経験を有する事業者との定期的な打ち合わせにより、円滑な演習の実施に必要な事項を綿密に確認するとともに、演習の参加者に対し演習事項の事前確認を徹底させた。結果として、緊急時レベル1に相当する事態発生を想定した演習の手法を短期間のうちに確立することができた。今後、上記の課題を踏まえて継続的なシミュレーションを実施する際には、本演習事業の手法を活用し、投入された資源量に見合った効果が得られるよう、作業手法を引き続き効率的なものとする必要がある。

海外や国内におけるリスクへの対応

ア 国際的な食料需給の把握、分析

世界の穀物等の需給や短期の見通し等に関する情報の収集、分析及び情報発信に

ついて

【必要性】

我が国は小麦、大豆、飼料穀物等の大半を海外から輸入していることから、これらの安定的な輸入を確保するための基礎的な情報として、世界の穀物等の生産・貿易・消費等に関する最新の情報を継続的に収集・分析する必要がある。また、輸入原料を使用している食品加工業者及び飼料製造業者が安定的な原料調達を行えるよう、ニーズに応じた最新の情報を中立的な立場から継続的に提供していく必要がある。

【有効性】

本事業で作成している「海外食料需給レポート」については、ウェブサイトに公表するほか、関係業界にもメールで情報提供しており、実際に食品産業の業界紙でも本レポートの記述内容が引用されているなど、安定的な原料調達に資する有効なツールとして活用されている。本レポートについて、食品製造業者、流通業者等へのヒアリングを実施したところ、「仕入先の商社等からの情報提供はあるが利害関係がある一方、行政の情報は中立的であるため、本レポートを原料や製品の価格改訂の際の判断材料としている」等の回答を得ている。また、その活用に関するアンケート調査を、平成30年3月に食品加工業者、飼料製造業者（計26社）に対して実施したところ、「役に立っている」「とても役に立っている」が20社に達しており、8割近くの事業者から必要であるとの回答を得ている。今後とも、幅広いユーザーへの意見聴取を継続的に実施し、よりニーズに応じた情報提供を行う必要がある。

【効率性】

本事業で用いている予算は、国別・地域別の情報収集にかかる調査事業の請負契約のための費用のみである。事業の実施に当たっては、限られた時間の中で必要な情報を効率的に収集するために、事業者と打ち合わせを定期的に行い、情報収集の方針及び成果の中間確認を徹底したほか、日頃から各国・地域の専門家と情報交換を徹底することにより、新しい情報を迅速に入手可能な関係を構築しており、効率的な情報収集体制が構築されている。

中期的な食料需給予測の実施、長期（2050年）の食料需給予測システムの構築

【必要性】

食料の安定供給を将来にわたって確保するためには、世界の食料需給に関する予測を行い、その結果に応じた政策方針を構築することが重要である。具体的には、どの国・地域において、どの程度生産・需要が増減し、どのように貿易構造が変化するかを予測することにより、食料の輸入の安定化や、我が国農林水産物の輸出拡大に資する方針を構築することができる。その際、中期的な方針と長期的な方針の双方を構築することが重要であることから、各国における人口増加や経済成長等の変動要因を織り込んだ中長期（10年後）の予測システムに加え、気候変動等の長期的な変動要因を織り込んだ超長期（2050年）の予測システムを構築する必要がある。

【有効性】

中長期的な食料需給予測の実施として、農林水産政策研究所では、平成 20 年度から「世界食料需給モデル」を用いた 10 年後の「世界の食料需給見通し」を毎年公表している。

また、超長期（2050 年）の食料需給予測に関し、食料安全保障室では IPCC 第 4 次評価報告を踏まえた予測を実施後、第 5 次評価報告に対応し、最新の社会・経済の統計値等を反映したデータベースの構築及びユーザビリティの向上を図った予測システムの開発を行った。これらの成果は、食料・農業・農村政策審議会企画部会における食料・農業・農村基本計画策定の議論において活用された。具体的には、将来の食料需給のひっ迫リスクに対応した総合的な食料安全保障の確立を図る政策を講じるための最も基本的な根拠として活用された。

一方、これらの食料需給予測については、上記以外の成果の活用事例がないという課題がある。従って、今後は、超長期予測システムを用いた分析を早急に進めるとともに、両予測の活用事例が創出されるよう、他の国際機関等で開発されている類似モデルとの比較の提示、予測結果の平易な解説の作成等に取り組む必要がある。

【効率性】

中長期的な食料需給予測については、我が国の関心品目に対応した独自のモデルを平成 20～23 年に開発した。評価期間内においては、バイオ燃料需要の増加など、我が国の安定的な輸入を確保する上で重要度が高いと考えられる事象を選択し、当該事象に対応した変数を導入するなど、優先順位をつけながらモデル更新を行っている。

また、超長期（2050 年）の食料需給予測については、予算事業により、他の国際機関等では事例のない気候変動の影響を考慮したモデルを開発した。このモデルの開発は中長期モデルの知見を導入しながら行ったため、ゼロベースでの開発には 4 年間、約 3 億円のコストを要すると見込まれていたところ、3 年間、約 1 億円で開発を行うことができた。以上のことから、効率的な予測システムの構築が実施されたと言える。

イ 輸入穀物等の安定的な確保

輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集

【必要性】

我が国が求める食料をより安定的に調達するためには、輸入相手国との関係を維持することや、世界の食料需給、国際農業交渉に大きな影響力をもつ主要国や交渉相手国の農業、農政及び農産物貿易の動向を把握することが必要である。

【有効性】

評価対象期間において、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ブラジル等の主要輸入相手国との二国間政策対話や官民合同ミッション等を実施し、相手国との良好な関

係の維持・強化を図り、食料を安定的に調達することができた。

また、関連情報の収集については、在外公館や海外情報誌等による情報の収集・分析を行うとともに、調査分析事業により、その事業期間において、我が国の食料輸入額の2割以上を占める米国や、中国、豪州、EU諸国等の農業概況、農業政策の現状、他国への農産物貿易の動向等について、毎年4～7地域毎、現地調査や有識者による地域別の検討会を開催し、調査・分析を行った。これらの成果は、我が国の価格・所得政策の策定や、APEC、G7・G20農業大臣会合等の場における国際的な食料問題についての議論、WTO交渉、EPA/FTA交渉その他の国際交渉に戦略的に対応するため、有効に活用された。

【効率性】

輸入相手国との良好な関係の維持・強化については、在外公館等を通じて収集した情報等に基づき、関係を維持・強化すべき対象国の重点化や、二国間政策対話等で議論する課題を選定するとともに、アタッシェ等の人的ネットワークを活用し、要人訪問・国際会議等の様々な手段の中から効果の高い手段を選定して実施した。

在外公館等を通じた関連情報の収集については、アタッシェ等の人的ネットワークを活用しつつ、現地報道の分析・政策形成を主導する関係者との面会等の様々な手段の中から、必要な情報を短時間で入手可能な手段を選定して実施した。これらの成果については、省内関係部局に共有し、意見交換を定期的に行うことにより、情報収集の重複の回避が図られた。また、調査分析事業においては、限られた時間の中で情報を効率的に収集するために、委託先の業者と定期的な打合せを行い、情報収集の方針及び中間成果の確認を徹底した。また、限られた予算の中、調査内容の充実を図るため、調査対象とする国・地域数を、世界の食料需給と国際農業交渉に対する影響力、我が国とのEPA/FTA交渉が進展する可能性等を基準に厳選し、より優先順位の高い課題の調査に集中することで、予算の効率的活用を図った。これらにより、効率的な情報収集が実施されたと言える。

小麦及び飼料用穀物の適正な備蓄水準の確保

小麦の適正な備蓄水準の確保：

【必要性】

米に次ぐ主要な食糧である麦については、その需要の約9割を輸入で賄っており、国の責務である主要食糧の安定供給を図る観点から、国家貿易により国が一元的に輸入しているところである。

万一、供給熱量の14%を占めている小麦の供給が途絶すると、国民の食生活に重大な影響が及ぶ。また、小麦を使用している食品製造業（国内生産額約7兆円（平成28年））の活動が継続不可能になるなど、国民経済にも重大な影響を及ぼす。

このため、国は、主な輸出国（アメリカ、カナダ、オーストラリア）において自然災害等の不測の事態の発生による小麦の輸入の途絶等が起こり、その供給が不足する事態に

備えて備蓄を行う必要がある。

【有効性】

これまで、食糧法に基づき毎年策定される「麦の需給に関する見通し」で定めた外国産食糧用小麦の備蓄目標数量（需要分の2.3ヶ月分）に基づき、備蓄を行ってきた。数量目標については、現在、輸入における主要5銘柄の小麦（年間約500万トン）については、主にアメリカ、カナダ、オーストラリアから輸入している現状であるが、これらの国々からの外国産小麦の輸入が断絶した場合、代替国（アルゼンチン、フランス、ウクライナを想定）からの輸入（数量確保、契約、船積、海上輸送、荷揚、検疫等）に4.3ヶ月かかると見積もられ、既契約分で本邦輸送中の物品で需要分の2ヶ月分を差し引いた、2.3ヶ月分の需要分の備蓄を行う必要との考え方に基づき設定されている。

評価対象期間において、平成25年5月末～7月末の2ヶ月間、平成28年7月末～8月末の1ヶ月間、未承認の遺伝子組換え小麦が発見されたアメリカ産の小麦の輸入・販売を停止する事態が生じた際も、その停止期間中（平成25年5月末～7月末、平成28年7月末～8月末）の需要分は備蓄分からの供給により対応し、食料の安定供給の確保に寄与したところである。

【効率性】

食糧用麦の備蓄については、平成22年10月に、国が一定期間備蓄する方式から、輸入麦を直ちに製粉企業等に販売し、民間備蓄する方式に変えた。この際、民間が通常の需給操作作用として確保していた0.5ヶ月分の備蓄と統合し、全体で2.3ヶ月分のうち1.8ヶ月分の保管経費相当分を補助金として助成することとした。この結果、国は備蓄用小麦の保管料は引き続き補助金の形で負担するものの、管理に携わっていた国の職員数の減少等によって行政コストが削減された。また、備蓄事業者公募の際に提出させる事業実施計画の内容に基づき、安定的な備蓄が実施可能と判断される事業者を選定し、助成を行っている。これらにより、投入された資源量に見合った効果が得られた。

飼料用穀物の適正な備蓄水準の確保：

【必要性】

我が国の畜産業に必要な配合飼料の原料は、そのほとんどを海外からの輸入に依存しているため、海外での悪天候等の影響により、輸入遅滞や途絶が生じた場合、配合飼料の供給が滞るというリスクがある。

- ① 飼料穀物の輸入依存度・・・とうもろこし（100%）、こうりゃん（100%）
- ② 配合飼料の原料割合（H28年度）・・・とうもろこし（46%）、こうりゃん（2%）

また、国内の災害にあっても、地震等により港湾施設や飼料工場が被災した場合、被災地での配合飼料の供給が滞るというリスクがある。

万一、配合飼料の供給が途絶すると、国内の畜産物の生産に重大な影響が及ぶ。また、畜産物生産業（国内生産額約4兆円（平成28年））、畜産製品加工業（約5兆円）の活動が継続不可能となるなど、国民経済にも重大な影響を及ぼす。

飼料用穀物の備蓄は、このようなリスクに備えるものであり、畜産経営の安定、畜産物の国民への安定供給のために必要なものである。

【有効性】

飼料穀物の備蓄については、以下に述べる主な対応事例のとおり、海外の悪天候や国内の災害等の際に備蓄を活用して畜産農家への飼料の安定供給を確保することにより、畜産物の生産・国民への安定供給に貢献している。また、その備蓄数量については、過去の活用実績に基づき設定された、配合飼料の急激なひっ迫にも対応しうる水準となっており、事実、過去発生した全ての不測の事態において対応が可能であった。

< 主な対応事例 >

・平成 10 年 6 月～

降雨量減少の影響で、米国から日本へ輸送される飼料穀物の大宗が通過するパナマ運河で長期間低水位状態が続き、運送事情が悪化した事態に対応。

・平成 17 年 9 月～

米国における飼料穀物の主要輸出港であるニューオーリンズをハリケーン「カトリーナ」が襲来し、飼料穀物の積み出しが一時的に途絶したことから、国内での飼料穀物のひっ迫が懸念された事態に対応。

・平成 23 年 3 月～

東日本大震災により、東北地方の配合飼料工場・港湾が被害を受け、東北地方以外の工場での増産による代替供給に必要な飼料穀物がひっ迫した事態に対応。

・平成 24 年 10 月～

飼料用とうもろこしの高騰に伴う調達先の多元化により、南米等の脆弱なインフラ等に起因する輸送遅延が生じた事態に対応。

・平成 25 年 7 月～

前年の飼料穀物の不作を受け、新穀の出回りまでの期間において、端境期に必要な飼料穀物の短期的なひっ迫に対応。

・平成 29 年 2 月～

北米の寒波の影響により、飼料用とうもろこしの輸送遅延が生じた事態に対応。

【効率性】

平成28年度の見直しにより、国が飼料穀物を自ら所有して備蓄し、必要なときに放出又は民間事業者に貸し付ける方式から民間事業者自らが備蓄する方式に変更した。これにより、民間事業者が各事業者の実情に応じた必要な数量や品目について備蓄を行うこととなり、この備蓄に係る費用の一部を国が支援することにより、事業の効率性を図っている。

なお、見直し前の平成27年度には、官民合わせて約125万トンの飼料穀物を備蓄するために、保管料等として約40億円の国費を必要としたが、民間備蓄に見直した平成28年度には、約85万トンの飼料穀物を備蓄するために、約18億円の国費を要したことから、

約22億円の国費が節約されたこととなる。

海外農業投資の促進

【必要性】

人口増加等の影響で世界の食料需給が中長期的にひっ迫基調にある中、我が国への食料供給の安定化を図っていくためには、食料増産に大きな潜在力を有している国に対して、農業投資を実施することが重要である。また、世界の食市場は、2009年の340兆円から2020年に680兆円に倍増し、特にアジアは82兆円から229兆円の約3倍に拡大す

ることが予測されている一方、我が国の食市場が将来的に人口減少により横ばい又は収縮傾向にあることを踏まえれば、日本の様々な「強み」を活かして急速に拡大する世界の食市場を取り込み、我が国の食産業の成長を達成する必要がある。

さらに、我が国が国際貢献に主導的な立場であるべきことを鑑みると、農業投資を通じて、世界の食料安全保障に貢献し、途上国の経済成長と農村の所得増加を促すことが必要である。

【有効性】

海外農業投資の促進を実現するため

には、政府・関係機関、地方自治体、民間企業、大学・研究機関が連携し、産学官一体となり、総力をあげて食産業の海外展開等によるフードバリューチェーンの構築を推進することが重要である。このため、「グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会」を平成26年6月に発足させており、同協議会の発足時のメンバー民間企業・団体等の数は76であったが、平成29年度末時点では371まで増加している。メンバー各企業・団体は、同協議会や関連する取組を通じて、海外の農業・貿易投資環境に関する情報を入手可能なほか、相手国政府等からビジネス投資環境等の情報を直接入手することも可能であるとともに、相手国民間企業等とのコネクション作りも容易になるなど、海外進出を目指す民間企業にとって有益な活動となっている。こうした取組が一助となり、我が国の食品製造業の海外売上高が、平成22年度の約2.5兆円から、平成28年度には約5.4兆円と大幅に増加しているところである。以上のことから、本取組の有効性は高いと考えられる。

【効率性】

本取組において、海外の農業・貿易投資環境に関する情報収集、専門的調査等を実施しており、その成果として、「グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会」等を通じての相手国のビジネス環境に係る情報提供や、官民フォーラム・ミッションの

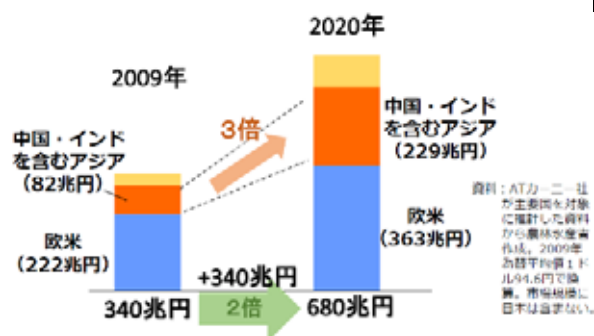


図 2 世界の食市場規模

実施などを通じた現地企業とのマッチングなどの取組により、農業・食品関連機器の現地導入・現地生産、及び現地生産工場への投資等が進展した。これらの取組は、投資に関心のある我が国の農林水産・食品関連企業が一同に会する官民協議会や官民フォーラム等の開催を通じて実施されている。官民協議会においては、民間企業、関係機関、地方自治体、関係府省等が異なる立場から定期的に情報や課題を共有し、グローバル・フードバリューチェーンの構築に係る連携・調整を行うことにより、個々の企業・機関等によるアプローチに比べて効果的な課題解決や機能的な役割分担が図られている。

本取組については、限られた予算の中、対象とする国・地域数を選定し、より優先順位の高い課題に集中することで、予算の効率的活用が図られている。他方で、海外投資の拡大効果など、本取組の費用対効果を定量的に測定する手法が十分に確立されていないことから、今後は取組の効率性を定量的に測定する手法を確立し、必要に応じて取組内容を改善していくことが必要である。

○海外からの遺伝資源の円滑な取得の推進

【必要性】

気候変動等に対応した新品種や、国内農業の競争力強化に資する画期的な新品種を開発するためには、有用な形質を有する植物遺伝資源を取得し、利用することが重要である。一方、気候変動の影響や、途上国を中心とした植物遺伝資源保有国における権利意識の高まり、当該国における遺伝資源の取得・利用に関する知見の不足、国内措置の整備の不十分さ等により、海外からの遺伝資源の導入は困難さを増している。

上記のような状況において、安定的な食料供給の確保等に必要不可欠な新品種の開発を促進するために、まずは、国内外の多様な遺伝資源を収集・保全し、貴重な遺伝資源の消失を防ぐことが必要である。そのため、失われつつある植物遺伝資源をジーンバンク等において保全することが必要である。合わせて、植物遺伝資源の保全を持続的に行うためには、遺伝資源保有国が遺伝資源の収集・保全・評価等を実施できるよう能力開発を行うことも必要である。次に、我が国の種苗企業や研究者等による新品種開発を促進するためには、海外に存在する有用な遺伝資源を取得・利用しやすい環境を整備することが必要である。そのためには、遺伝資源保有国における遺伝資源に係る措置や枠組みを整備するとともに、遺伝資源保有国との協力関係を強化することが必要である。さらに、新品種開発を目的として多様な遺伝資源を利用しやすくするために、国内外で取得した遺伝資源を迅速に提供可能な全国的な仕組みを構築・維持することも必要である。

【有効性】

農林水産分野における遺伝資源利用促進事業（平成24年度～平成28年度）：

本事業においては、我が国の種苗企業や研究者等からのニーズが高い国を選定し、当該国の遺伝資源に関する規制等の情報収集や利用に関する枠組みの構築を実施した。事業全体で10ヶ国の遺伝資源保有国にアクセスし、遺伝資源に係る規制や遺伝資源の賦存状況等に関する情報収集を行った。また、そのうち4ヶ国と遺伝資源利用に関する枠組

みを構築し、当初の政策目標も達成している。

本事業では、一般向けの説明会の開催（計10回）などにより事業成果を周知し、我が国の種苗企業等による海外遺伝資源の利用促進を図った。さらに、海外の植物遺伝資源の取得・利用に関する手引きを平成28年度に作成・公表している。国内の民間企業や研究機関等は、本事業において収集した情報や構築した枠組み等を踏まえ、海外遺伝資源の導入のためのコンソーシアム設立に向けた準備や遺伝資源保有国との交渉等を行った。

他方で、評価対象期間においては、海外遺伝資源が導入された事例が無く、後継事業（平成29年度～）においても導入件数が1件に留まっていることを踏まえると、今後は、委託事業の内容を見直すとともに、農林水産省職員が海外資源保有国との交渉等へ参加する機会を増やすなど、海外遺伝資源の導入件数の目標達成に向けた改善を図る必要がある。

機能解析等に係る途上国能力開発事業（平成25年度～平成26年度）：

本事業においては、遺伝資源関係者の能力向上を目的として、ペルー、インドネシア、スリランカ、ラオスの4ヶ国の遺伝資源関係者を対象に、遺伝資源の取引と運用制度に関わる優良事例についてワークショップを開催した。また、我が国が相手国の植物遺伝資源を利用しやすい環境の整備を目的として、我が国専門家を派遣もしくは相手国専門家を招聘し、遺伝資源の収集や保存、特性評価等に関する能力開発を実施した。

本事業の実施により、相手国の遺伝資源関係者が遺伝資源の取引や保全等に関する知見を深めるとともに、相手国からの信頼も獲得することができた。結果として、我が国が海外の遺伝資源を取得・利用しやすい環境整備に貢献したと言える。

農業生物資源研究所に要する経費（平成25年度～平成27年度）：

遺伝資源の収集、保全については、独立行政法人農業生物資源研究所（現国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）遺伝資源センターをセンターバンク、その他の国立研究開発法人等をサブバンクとして位置付け、農業生物資源ジーンバンク事業を実施（植物遺伝資源を約226千点、微生物遺伝資源を約34千点、動物遺伝資源を約2千点、DNAを約1020千点保存（平成29年11月時点））。また、遺伝資源の提供についても、増加傾向にあり、近年、民間種苗会社への提供も拡大傾向にある（平成29年度における年間配布総数は約12千点、うち民間種苗会社への配布数は約2千点）。

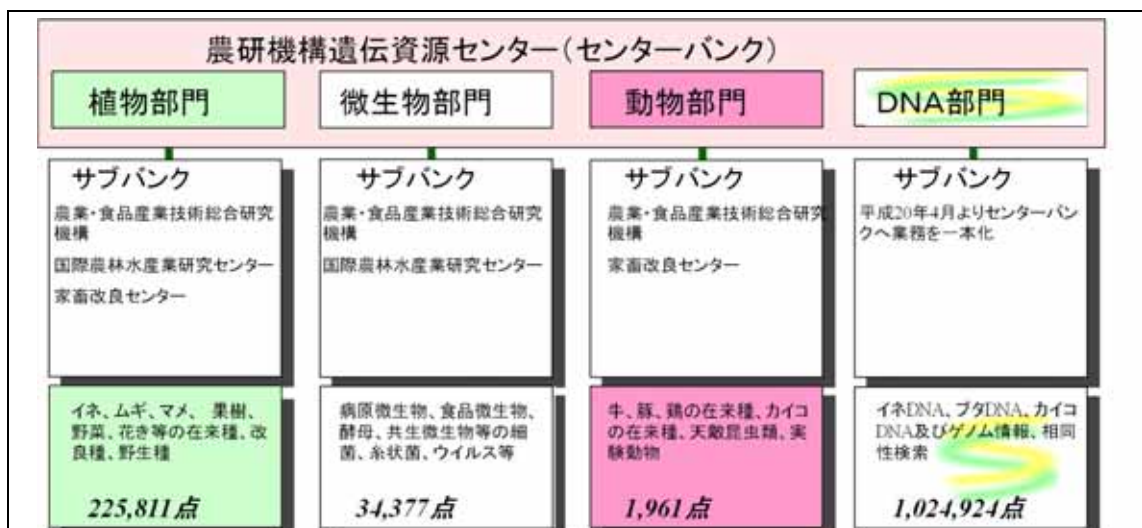


図 3 遺伝資源の収集、保全

表 3 ジーンバンク事業における民間種苗会社への配布実績

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
民間	544	276	288	985	1,418	2,192	1,866
総計	6,954	9,767	7,860	7,622	10,294	13,628	12,043
%	7.8	2.8	3.7	12.9	13.8	16.1	15.5

技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発（平成28年度～平成29年度）：

平成26年度から平成29年度まで実施した「海外植物遺伝資源の収集・提供強化」事業において、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ネパールの5か国のそれぞれと共同研究協定を締結し、二国間共同研究の取組を通じて相手国と良好な関係を構築することにより、4か年で3千点を超える新規遺伝資源を収集・保全し、そのほとんどを我が国に導入した。また、国内の種苗会社等がアクセス可能な海外遺伝資源数についても、本事業において毎年度2千点増加する計画としており、これまでの4か年で約8千（7761）点を達成した。本事業のこれらの取組により、新規病害抵抗性をはじめとする新たな有用な特性を有する遺伝資源が100系統以上得られた。

表 4 「海外植物遺伝資源の収集・提供強化」事業の成果（平成26～29年度）

探索国	収集保存した新規遺伝資源数
ベトナム	298
ラオス	756
カンボジア	982
ミャンマー	766
ネパール	396
計	3198

【効率性】

農林水産分野における遺伝資源利用促進事業（平成24年度～平成28年度）：

本事業の実施に当たっては、1回の調査で隣接する複数国を訪問したり、会議等を委託先の会議室で実施したりするなど、コスト削減や効率化に向けた工夫を行った。事業成果についても、成果目標であった「平成28年度までに海外からの遺伝資源の取得に係る合意が4ヶ国で行われる」を達成しており、必要最低限の予算で事業目標を達成できた。今後、課題を踏まえて後継事業の改善等を実施する際には、引き続き投入された資源量に見合った効果が得られるよう、効率的な手法を取る必要がある。

機能解析等に係る途上国能力開発事業（平成25年度～平成26年度）：

遺伝資源に関する他の事業と連携することで、コストの削減や効率化に向けた工夫を行った。本事業は4年間の実施を見込んでいたが、他事業で対応可能であることが判明したため、2年間の実施で廃止することとした。したがって、最終的な成果目標を達成することは出来なかったが、本事業で実施した遺伝資源に関する理解促進と能力開発の支援は、我が国における遺伝資源利用の促進に資するものであったと認められる。

農業生物資源研究所に要する経費（平成25年度～平成27年度）：

農業生物資源ジーンバンク事業の運営に係る費用については、独立行政法人農業生物資源研究所（現国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）に交付金として支出されている。内容としてはサブバンク機関への業務委託費、人件費、機器保守費及びリース料が主な費目であり、これらは遺伝資源の収集・保全・提供機能に必須の費用である。本事業では、独立行政法人農業生物資源研究所（現国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）遺伝資源センターがセンターバンクとしての役割を果たしており、サブバンク機関である農研機構内各研究機関及び種苗管理センターなどの公的機関に業務委託して各機関の業務の一環としてジーンバンク事業を運営することにより、限られた資源の中で効率的に事業が実施されていると認められる。

技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発（平成28年度～平成29年度）：

「海外植物遺伝資源の収集・提供強化」は研究委託事業として行われた。事業に係る費用については、国内外研究機関への再委託費、研究補助者の賃金、研究に係る消耗品費、外国旅費が主な費用であり、これらは海外植物遺伝資源の収集・保全及びアクセス環境の整備に必須の費用である。本事業は当初の目標値に対して、目標通りの順調な成果を挙げており、効率性は高いと認められる。

ウ 国際協力の新展開

開発途上国におけるフードバリューチェーンの構築の推進

【必要性】

開発途上国の支援ニーズは、単なる貧困撲滅から、民間セクターの資金や技術も活用した経済成長に変化しており、農林水産分野においても、経済協力により生産体制の整備に加え、民間投資と経済協力の連携による生産から加工、流通、販売に至る付加価値の高い「フードバリューチェーンの構築」への支援が求められるようになっている。また、途上国の中には、農林水産物の生産から加工、流通の過程で大量の食品ロスが発生し、生産者の所得に結びついていないところもある。このため、民間投資と経済協力の連携によるフードバリューチェーンの構築を通じて、途上国の経済成長と農村の所得増加、更に食品ロスの削減を推進していく必要がある。

また、本政策を進めるにあたって、農業・食品関連の経済協力については、我が国の食産業の「強み」を生かし、民間企業の海外展開・投資と連携した取組が重要であり、国際的な場において、フードバリューチェーンの構築を通じた途上国の経済成長や農村の所得向上、食料安全保障の強化、食料供給と両立する再生可能エネルギーの推進等の重要性への理解を深め、国際機関や各国と協調して、民間投資との連携による途上国等におけるフードバリューチェーン構築の取組を推進することが必要である。

【有効性】

「開発途上国におけるフードバリューチェーンの構築の推進」を実現するため、「国際機関を通じた農林水産業協力拠出金」及び「国際農業協力等委託・補助事業」（以下、本取組）を実施している。

本取組では、政府・関係機関、地方自治体、民間企業、大学・研究機関が連携し、産学官一体となりかつ総力をあげて食産業の海外展開等によるフードバリューチェーンの構築を推進するという効果が期待されるが、種々の方向から精力的にフードバリューチェーン構築に貢献する取組が行われている。その結果、

- ・アセアン地域における農業生産性・所得の向上等、人材育成のための研修を実施し、インドネシアの研修参加者が研修で得た知識や技術を農民180名に普及したところ、そのうち40%が導入し、それらの農家の収入が30%程向上
- ・中南米4か国における女性を含む若い世代の日系農業者の技術研修及び農業ビジネス創出に向けた交流の実施により、我が国食産業に関わる人材育成と中南米との関係強化に寄与

等の効果があった。また、開発途上国への支援を通じて、世界の食料安全保障に貢献し、途上国の経済成長と農村の所得増加等を促すことにより、我が国のプレゼンスを高めることにも貢献した。

なお、本取組は、平成26年10月に世界食料安全保障委員会（Committee on World Food Security）により策定された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」に沿って進める」との原則に則り、現地の理解を得ながら進めている。

【効率性】

【有効性】で示したとおり、本取組で期待する効果が実際に得られているが、このような効果は効率的な手法により得られている。具体的には、資金拠出先や専門家の派遣先となる国際機関等（FAO、OIE、IPPC等）について、加盟国とのネットワークの緊密さや、我が国が強みを持つ技術や基準の普及に関して期待される役割等を考慮して選定している。一例として、拠出金事業を通じて、担当行政官や農業普及員の80名がアセアン諸国や我が国で行われた研修で作成したアクションプランを実行した際には、担当行政官や農業普及員が研修で得た知識や技術等を約1万1千人以上の農家等に普及し、研修受講者の約140倍に知識や技術等が伝達されたことになり、投入したコストを大幅に上回る効果が得られている。また、植物検疫証明書の電子化推進や構築された電子証明システムのアジア地域への普及のため、当該分野のルール形成を主導するIPPC（国際植物防疫条約）事務局に専門家を派遣し、我が国及びアジア地域の開発途上国を含む各国間における農産物の輸入手続きの円滑化の推進に寄与している。

途上国に対する農業生産や食品安全等に関する技術協力、資金協力、食料援助

【必要性】

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、越境性感染症、食料問題等の地球規模課題は、開発途上国のみならず国際社会全体に大きな影響を与え、多くの人々に被害をもたらすものである。特に、貧困層等、脆弱な立場に置かれた者により深刻な影響をもたらす傾向がある。これら地球規模課題に対応するため、途上国に対して農業生産や食品安全等に関する技術協力、資金協力、食料援助等を実施する必要がある。以上の観点から、当該政策は、国民や社会のニーズからみて必要な政策である。また、こうした地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要があり、国が当該政策を行う必要がある。

【有効性】

「国際機関を通じた農林水産業協力拠出金」、「国際農業協力等委託・補助事業」、「国際分担金」、「国際漁業協力推進事業」、「海外農林業開発協力問題調査等委託費」、「海外農業農村開発促進調査等補助金」及び「緊急食糧支援事業」（以下、本取組）を実施している。具体的な取組、効果は以下のとおりである。

- ・国際熱帯農業研究所（IITA）に拠出し、マーケットニーズに対応した高付加価値ササゲとして有望な3系統を選抜。また、優良種子生産システムの広域実証試験により、優良品種利用率が試験実施後7割以上拡大し、アフリカのササゲ生産性向上に寄与

- ・国連食糧機関（FAO）の南南協力の枠組みを活用してアセアン諸国の農業統計専門家をアフリカのコメ生産国に派遣し、正確なデータ収集のため標本理論に基づく調査手法の導入及び人材育成を実施、調査結果の精度計算可能な国が1カ国から7カ国に増加

- ・越境性感染症の発生予防・防疫体制構築の支援などにより、高病原性鳥インフルエンザの発生事例数（報告ベース）が事業開始前5年間平均値から59%削減(平成26年度)

なお、資金協力に関しては、一般無償資金協力（主務省：外務省）及び円借款（主務

省：外務省及び財務省）について、技術的観点からのコメントや国内施策との整合性との観点からの助言・提言等を行っており、専門的知見を活用している。

これらの取組において、地域あるいは国際社会が一致して取り組み、気候変動対策、越境性感染症対策、食料安全保障及び栄養の確保等が図られていることが認められる。

【効率性】

【有効性】で示したとおり、本取組で期待する効果が実際に得られているが、このような効果は効率的な手法で得られている。具体的には、外務省やJICA等の関係機関と協議しつつ、重点課題や重点地域への事業・予算の重点化を行っている。また、拠出先となる国際機関等については、加盟国とのネットワークの緊密さ、当該分野における専門性の高さ、援助事業に関するノウハウの蓄積の豊富さ等を考慮して選定している。一例として、アフリカにおける稲作の研究開発・普及に深い知見を有するアフリカ稲センターを拠出先として選定し、現地に適した営農技術の普及に向けた研修を実施した結果、営農技術の確立及び米の生産性向上に寄与する人材を目標値の2倍（3,000人）以上育成することができ、投入したコストから期待される以上の効果が得られている。

アセアン+日中韓の緊急米備蓄の体制確立

【必要性】

アセアン+3緊急米備蓄（APTERR）は、東アジア地域における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的として、大規模災害等の緊急時に備える世界初の地域的な仕組みとして、平成24年7月にアセアン+3（アセアン諸国及び協力3ヶ国（日本、中国、韓国））により協定が発効し、現在も恒久的な活動が継続している。

近年の気候変動により、東南アジアでは台風、洪水や干ばつ等の自然災害が頻発・深刻化してきている。近年の主な例では、平成25年にフィリピン（ミンダナオ島）で、台風により600万人以上が被災し、平成27年には同国（レイテ島、サマール島付近）で大型台風により1,000万人以上が被災した。また、平成28年には、カンボジアでエルニーニョの影響により水不足等干ばつ被害が発生し、250万人が影響を受けた。さらに、平成29年には、フィリピン・ラオス・ミャンマーにおいて大雨、洪水等が多発し、また地域紛争によって、被災民・避難民が発生した。これらを含む被災国からの食糧支援要請に対し、我が国は、APTERR事務局を通じ、現物備蓄の放出等による支援を実施してきた。大規模災害等の緊急時に備えるAPTERRの取組に対する我が国の積極的な貢献への期待度及び重要性はより高まっている。

一方、アセアン諸国は近年急速に発展しているものの、一部の地域では、1日2ドル未満で暮らす貧困層が国民の半分以上を占めると言われる国もあり、貧困・飢餓問題は未だ顕在しており、APTERRによる現物備蓄の期待も高まっている。

以上から、東アジア地域の食料安全保障上、APTERRの取組の必要性は高いと考えられる。

【有効性】

これまで、我が国はAPTERR協定下の現物備蓄事業（我が国の備蓄米等を抛出）及び現金備蓄事業（現地での米購入）により、アセアン諸国における台風や洪水等の被災者に対し、支援を実施した。評価対象期間（平成25年度～29年度）における支援実績は以下のとおりである。

- ① 現物備蓄事業 計 2,191 トン
- ② 現金備蓄事業 計 230 トン

これら我が国の貢献に対しては、アセアン＋3首脳会議や農林大臣会合の場等において、受益国のみならずアセアン各国から高い評価を受けており、このことは我が国のプレゼンスの維持・向上にも貢献している。

表 5 支援実績

対象国	実施年月（備蓄放出要因）
フィリピン	25年10月（台風）、27年3月（台風）、28年5月（台風）、30年1月（避難民）
ラオス	25年10月（干ばつ）、26年1月（洪水）、30年3月（洪水）
カンボジア	28年8月（干ばつ）、28年10月（貧困対策）
ミャンマー	30年2月（地滑り・避難民）

【効率性】

東アジア地域の大規模災害への緊急対応については、かつては各国政府が被災した国に対し直接有償支援を行う、いわゆる個別援助方式をとっていた。

平成12年以降、途上国における貧困解消等の観点から東アジア地域における国際備蓄システムの構築が検討された結果、平成16年4月から22年2月までの約6年間、東アジア緊急米備蓄パイロットプロジェクトが、我が国の財政貢献を含む積極的な支援の下実施された。

パイロット事業の終了後、平成22年10月のアセアン＋3農林大臣会合において、アセアン＋3諸国における緊急事態に対応し、人道的な目的を達成するための恒久的な制度としてのアセアン＋3緊急米備蓄の創出に向けた合意がなされ、平成24年7月にアセアン＋3諸国の財政抛出による現在のAPTERR協定が発効し、その後、本協定のもとで、緊急時の支援及び貧困解消のための取組が継続されている。

以上の過程を経て、かつての個別援助方式に比べ、現在の多国間の支援による、より効率的な体制が構築されたと考える。

なお、以前の緊急食糧支援事業では、援助の要請から政府所有米の引渡しまで個別対応を行ったため約5～6ヶ月を要していたが、APTERRによる現物備蓄方式では、計画的に事業を実施しているため、1ヶ月前後となっており、コスト面においても効率化が図られている。

エ 動植物検疫措置の強化

家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の海外からの侵入防止

【必要性】

家畜の伝染性疾病：

我が国で口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚コレラといった悪性の家畜の伝染性疾病が発生した場合、当該疾病の致死率や感染力の強さから、国内の畜産業に多大なる被害を及ぼすとともに、需給バランスにも大きな影響を与えるおそれがあり、食料の安定供給等、総合的な食料安全保障の確立を図る上で懸念すべき要因となる。

平成25年から平成29年の間に、高病原性鳥インフルエンザが韓国及び中国で250件ほど発生しており、平成26年以降は、東ヨーロッパやロシアを中心にアフリカ豚コレラが1万件以上発生している。このように、海外で家畜の伝染性疾病が継続的に発生している。特に近隣諸国と日本との間では人や物資の移動も活発であることから、訪日客の携帯品、輸入貨物、国際郵便物等を介して家畜の伝染性疾病が我が国へ侵入するリスクが高まっている。このため、動物検疫所における水際検疫を強化し、家畜の伝染性疾病の海外からの侵入を防止する必要性は高い。

植物の病害虫：

ミカンコミバエ、コドリング、火傷病など、我が国未発生の病害虫が我が国に侵入した場合、国内の農業生産に多大な被害を及ぼし、食料の安定供給の確保が困難になるおそれがある。

近年、訪日外国人旅行者の増加をはじめ、ヒト・モノの交流が活発になっており、それに伴い貨物のほか、携帯品や郵便物で輸入される植物やその容器包装を介して、病害虫が外国から侵入するリスクが高まっていることから、これまで以上に植物防疫所による輸入植物検疫の必要性も高まっている。

また、病害虫が侵入した場合に早期発見できるよう、全国の海空港や畑、果樹園において、平素より海外から侵入した病害虫を早期に発見するための侵入警戒調査を実施し、万が一、侵入が確認された場合には、国内へのまん延や農作物被害の拡大等を防止するため、速やかに植物防疫法第17条に基づく緊急防除を実施することとしている。

近年では、輸入貨物や訪日客の携帯品による病害虫の侵入リスクだけでなく、東南アジア方面からの風に乗って国内に飛来するミカンコミバエなどの発見事例も増加している。

また、毎年のように我が国未発生のまん延リスクの高い病害虫が発見され、緊急防除を実施している状況である。このため、侵入警戒調査及び緊急防除による早期発見、早期防除を実施する必要性は高まっている。

【有効性】

家畜の伝染性疾病：

家畜の伝染性疾病の病原体は、訪日客の携帯品や輸入貨物等、複数のルートを通じて国内に侵入するおそれがあるため、リスクの高い便を中心として訪日客の携帯品等につ

いては検疫探知犬を活用した検査や家畜防疫官による口頭質問を行うとともに、病原体が旅客の衣服や靴に付着している可能性もあるため、空港や港に消毒マットを敷設する等、水際での対策を徹底している（図4）。さらに、多くの畜産物は輸入が禁止されていることから、持ち込みを控えるよう広報ポスターを多言語で作成し、航空会社等に協力を呼びかけるなど広報活動にも注力している。また、輸入貨物や国際郵便物についても、特にリスクの高いものを中心に、優先順位をつけた確に検査を実施している。



図 4 口蹄疫等の侵入防止のための水際検査の強化

平成29年に検査の結果輸入が認められなかったものは、携帯品94,522件、輸入貨物2,192件、国際郵便物12,661件（いずれも速報値）であり、我が国への疾病侵入リスクを水際で大きく低減している。また、旅客が持ち込んだ畜産物の一部から高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスが分離された事例もあり、動物検疫所による水際検査は、家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止に有効に機能していると考えられる。

植物の病害虫：

植物防疫所では、国内未発生病害虫の国内への侵入を防止するため、輸入植物検疫措置として、貨物、携帯品及び郵便物により海外から輸入される植物の検査を全国の海空港で実施している（図5）。平成29年に貨物として輸入された植物を植物防疫所が検査した実績は646,102件で、検査の結果、そのうち31,010件が病害虫の付着等による検査不合格で廃棄又は消毒となっており、我が国への病害虫の侵入リスクを水際で大きく低減している。



図 5 輸入検疫の流れ

また、植物防疫所及び都道府県において、国内に侵入した病害虫を早期に発見できるよう、海空港や全国の生産地で侵入警戒調査が行われており、万が一病害虫の侵入が確認された場合には、植物防疫法に基づく緊急防除により、農薬による防除、寄主植物の移動制限や廃棄等を実施し、早期の根絶を図ることとしている。

平成25年から平成29年の間に緊急防除が実施された事例は以下のとおり。侵入時の防除対策は、侵入病害虫のまん延防止に有効に機能しており、我が国の農業生産の安定に大きく貢献している。

ウメ輪紋ウイルス（PPV）：

平成 21 年に東京都青梅市のウメにおいて我が国で初めて発生が確認された。平成 22 年 2 月から緊急防除を開始し、感染樹の伐採、宿主植物の移動制限、ウイルス媒介昆虫の防除等によるまん延防止・根絶対策を実施している。平成 30 年 3 月末現在、東京都を含む 6 都府県 23 市町で緊急防除が進められており、これまでの対策の結果、9 市町の 42 大字において根絶が確認された。

ジャガイモシロシストセンチュウ：

平成 27 年に北海道網走市のばれいしょにおいて我が国で初めて発生が確認された。平成 28 年 10 月から緊急防除を開始し、寄主植物の作付禁止、ばれいしょ等の移動制限、くん蒸剤の施用等によるまん延防止・根絶対策を実施している。平成 30 年 3 月末現在、北海道内の 2 市町において緊急防除が進められており、発生ほ場での本線虫の密度低下が図られているところ。

ミカンコミバエ：

平成 27 年に鹿児島県奄美大島において継続的に発見され、平成 27 年 12 月から緊急防除を開始。その後、本虫の防除や寄主果実の除去のほか、寄主植物の移動規制等を実施した結果、本虫の根絶が確認されたことから、平成 28 年 7 月に緊急防除を解除した。

【効率性】

家畜の伝染性疾病：

家畜の伝染性疾病の病原体は、訪日客の携帯品や輸入貨物等、複数のルートを通じて国内に侵入するおそれがある。本病が国内にひとたび侵入すると、防疫作業には多くの動員を要し、平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫の事例では、宮崎県 1 県における発生だったとしても経済損失額が 2 千億円を超えるなど多大な被害が生じた。

このため、先述のとおり検疫探知犬を活用した検査、家畜防疫官による口頭質問及び輸入貨物等の検査といった水際検疫を実施して、海外からの疾病の侵入防止に努めている。訪日客の増加に対応しつつ、家畜伝染性疾病の国内侵入を防ぐには、近隣諸国等における発生状況等を踏まえ、特にリスクの高いものに優先順位をつけながら検査を実施する必要がある。加えて、積極的に広報を行い、違法に持ち込まれた畜産物による疾病侵入のリスクを国民に広く認知してもらうことで、輸入禁止品が持ち込まれないよう努めている。このように、動物検疫所のみならず関係機関や旅客の協力も得ることで、限られた人員と予算の中で効率的に国内への疾病の侵入を防止している。

植物の病害虫：

植物の病害虫は、訪日客の携帯品や輸入貨物等、複数のルートを通じて国内に侵入するおそれがある。病害虫の国内への侵入を防止するためには、水際での対策が最も効率的であり、植物防疫法に基づき、植物の輸入は指定された海空港以外の場所で輸入してはならないこととされている。

海空港における水際の輸入植物の検査は、病害虫の種類によって、我が国に侵入するリスクや、我が国への侵入後のまん延リスク、被害の程度等が異なることから、病害虫ごとにこれらのリスクを評価した上で、リスクに見合った検疫措置を講じているところ。

また、侵入警戒調査は、海空港では水際で輸入植物の検査を実施している植物防疫所が実施し、生産地では病害虫の防除指導を実施している都道府県病害虫防除所が実施することにより、全国で効果的かつ効率的に実施している。

侵入病害虫が発見された場合の緊急防除は、速やかに発生範囲を特定した上で、病害虫の生態や発生地域周辺の寄主植物の栽培状況、流通状況などの環境に応じ、効果的かつ効率的な対策を講じている。

国内の家畜防疫体制の強化

【必要性】

畜産業に重大な影響を与える口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザといった家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止は、安全な食料の安定供給等、総合的な食料安全保障を確立するうえで重要である。家畜の伝染性疾病は、一度国内で発生すると大きな被害をもたらす。このため、水際検疫の強化だけでなく、国内の家畜防疫体制の強化として、農場への侵入防止、飼養衛生管理の徹底等をおした発生予防並びに早期発見・早期通報の徹底及び迅速な防疫措置の実施等のまん延防止を図ることで畜産業への被害を抑えることが大切である。そのため、国内の家畜防疫体制を強化し、畜産振興を図ることは、食料の安定供給の観点から食料安全保障を確立するために必要不可欠である。

【有効性】

平成26年から平成30年1月までに12道県、19事例の高病原性鳥インフルエンザが発生したが、いずれの事例においても迅速かつ確に防疫措置を実施した結果、周辺農場へのまん延を防止している。また、平成25年10月、7年振りに豚流行性下痢（PED）が発生し、平成26年7月までに38道県で発生が確認されたが、発生予防及びまん延防止措置に関する防疫マニュアルを策定等、防疫体制を強化したことにより、PEDの発生件数は減少した。平成25年からのPEDの発生等を受けて、平成29年に飼養衛生管理基準を一部改正し、疾病の発生及びまん延の原因となり得る野生動物の侵入防止等を規定した。その他オーエスキュー病、牛の結核病及びブルセラ病等の疾病に対し、積極的なサーベイランスと清浄化対策を行うことで発生数が減少している。

このように、飼養衛生管理基準の導入等、農場段階での防疫対策と、万が一の発生時における的確かつ迅速な防疫措置の実施による家畜防疫体制の強化は、様々な家畜伝染性疾病の発生と畜産業への影響を最小限に抑えることに有効に寄与している。他方で、38道県で発生が確認されたPEDのように、ある程度の感染拡大が生じた伝染病も存在したことから、過去の対応を検証の上、発生予防及びまん延防止措置の更なる有効性の改善を今後とも不断に図っていくことが必要である。

【効率性】

国内の家畜防疫体制については、家畜伝染病予防法及び家畜保健衛生所法により、家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を予防する適切な国内の防疫・防除措置を目的とした法律措置が講じられている。国内の家畜防疫については、特に疾病の発生を未然に防止することが重要である。そのため、これらの法律に基づいて、前述のとおり飼養衛生管理の徹底等、農場段階での防疫対策を実施している。これにより、平成25年から平成29年の間に国内の畜産業に甚大な被害をもたらす家畜の伝染性疾病は発生していない。高病原性鳥インフルエンザ等の疾病が発生した場合であっても、迅速に防疫措置を行うことで周辺農場へのまん延を防止しており、農場から農場へと感染した例はない。また、過去に継続的に発生していた疾病については、サーベイランスと清浄化対策を実施することで発生数を抑制している。

このように、疾病の発生予防、まん延防止及び発生数の抑制といった複数の観点から、アプローチして家畜の伝染性疾病対策を行っており、各疾病の特徴や発生状況に沿

って効率的に対応している。

国内における病害虫の発生予防及びまん延防止

【必要性】

病害虫のまん延は、県境を越えて広域に発生し、急激にまん延して、我が国の農業に重大な損害を与えるおそれがあり、被害防止のためには、病害虫の発生を予測し、適期かつ的確な防除対策を講じることが重要である。

このため、国は、植物防疫法第22条に基づき、全国的にまん延して農作物に重大な損害を与えるおそれがある病害虫を指定し、病害虫の発生状況、気象、農作物の生育状況等の調査結果に基づき、発生予測や防除対策に関する情報（発生予察情報）を農業者や農業指導者に提供する発生予察事業を実施している。発生予察事業は、我が国農業の安定生産のため、国内における分布が局地的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向がある病害虫を対象としており、平成28年度には、発生面積、被害面積、被害程度、寄主（宿主）範囲、薬剤抵抗性等を踏まえ、発生予察の対象とする病害虫を26種類追加したところ。現在111種類の病害虫が対象とされている。本事業で提供する情報は、産地で問題となっている病害虫の防除対策の根拠として利用されており、農産物の安定供給を図る上で必要な事業である。



図 6 発生予察事業の流れ

【有効性】

本事業で提供する発生予察情報は、病害虫防除を適期かつ的確に行うための基本的な情報として、全国の農業者、防除指導機関、研究機関等に活用されている（図6）。都道府県における発生予察情報の発表件数は、平成27年度は478件、平成28年度は470件、平成29年度は471件。各都道府県において平均約10件/年発表しており、農業者や防除指導者にとって防除指導の根拠となるほか、防除計画策定のための根拠としても有効に活用されている。水稻いもち病を例にあげると、気象の影響等により毎年の発生面積は変動しているものの、発生予察情報に基づく防除指導を徹底することにより、発生面積の平年値は減少傾向にあり、被害軽減に大きく貢献している。

【効率性】

発生予察事業は、都道府県間の病害虫の発生状況や被害状況を比較できるよう、調査

方法を統一して実施しており、都道府県が各産地における病虫害の発生状況等を調査して、自県内の発生予察を行うとともに、国がその結果をとりまとめて県境を越えた広域の発生予察を行っている。その上で都道府県は、国による発生予察情報も踏まえて被害の未然防止に必要な産地への防除指導を行うことにより、国と都道府県が緊密に連携することにより、効率的に事業を推進している。

オ 食品流通における不測時への備えの強化

食品産業事業者、地方公共団体等の連携・協力体制の構築及び事業者の事業継続計画（BCP）策定の促進と流通拠点の耐震化

【必要性】

平成23年3月に発生した東日本大震災では、食料の生産・流通・販売経路等のサプライチェーンに甚大な被害をもたらし、一部食料の偏在や不足が発生した。それ以降も、平成28年の熊本地震、平成30年の西日本豪雨、北海道胆振東部地震など、災害が頻発していることに加え、首都直下型地震、南海トラフ巨大地震、新型インフルエンザ等の新型感染症の発生が懸念されている状況にある。これまでの災害の教訓を踏まえると、不測時においても食料のサプライチェーンの機能を維持し、国民への食料の安定的な供給を確保するための対策は、我が国の食料安全保障を確立する上で喫緊の課題となっている。食品産業事業者・地方公共団体等の連携・協力体制の構築割合が低い状況においては、民間の自発的な取組に任せるのではなく、国が中立的な立場から連携・協力体制の構築を積極的に働きかける必要がある。

また、卸売市場については、生鮮食料品等の流通の基幹的インフラとして機能を果たしており、被災時においてもその機能を果たすために、「建築物の耐震診断改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を確保する必要がある。しかしながら、卸売市場によっては、施設整備後数十年が経過し、老朽化が進んでいることから、必ずしも当該安全性が確保されていない市場も存在しているため、耐震化を進めていく必要がある。

【有効性】

食品産業事業者、地方公共団体等の連携・協力体制の構築及び事業者の事業継続計画（BCP）策定の促進：

平成25年度に「緊急時における食料の安定供給対策事業」を実施し、食品産業事業者間等での訓練・演習に係る優良事例の収集や食品産業事業者、有識者等へのヒアリングを実施した。これらの成果に基づき、平成26年3月に「食品産業事業者のための連携訓練のすすめ」及び「食品産業事業者のための連携訓練マニュアル」を作成し、複数の食品産業事業者による共同訓練・演習を試行し、洗い出された課題等を踏まえて内容を改訂した。また、平成26年度に「緊急時に備えた食料の安定供給対策推進事業」を実施し、合計20事例からなる「食品産業事業者における緊急時

に備えた取組事例集」を取りまとめ、食品産業事業者等に周知するための説明会を全国6カ所で実施するとともに、参加者との意見交換等によるフォローアップを実施した。

加えて、平成23年度から平成28年度まで「食品サプライチェーン強靱化総合対策事業」（単年度事業であるため事業名は同一ではない。）を実施した。食品産業事業者等を対象としたセミナー、事業者間のマッチング、食料産業ハザードマップの作成等を通じて、事業者によるBCP策定の必要性についての場を設定し、連携・協力体制の構築を促進した。

これらの事業の結果食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合は、24%（平成24年度）から50%（平成29年度）へと向上し、国土強靱化アクションプランにおいて示された重要業績指標を達成することができた。また、食品産業事業者等のBCP策定割合は、18%（平成25年度）から41%（平成28年度）まで向上した。これらの状況から、今後、国による主導から民間事業者の自主的な運用・改善が図られることが重要と考えられる。

流通拠点の耐震化：

平成26年度から、「強い農業づくり交付金」により卸売市場施設の耐震化を支援した。この結果、耐震化事業を実施し、事業が完了した卸売市場においては、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低くなり、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が確保された。卸売市場が生鮮食料品等の流通の基幹的インフラとして機能を果たすためには、引き続き支援を行う必要があると考えられる。

【効率性】

平成25年度から平成28年度までにかけて取り組んだ各種事業の成果として、食品産業事業者等における連携・協力体制の構築割合及びBCP策定割合が大幅に向上した。また、事業終了後も、民間事業者による自主的な運用・改善が図られている。このようなことから、投入された資源量から期待される効果以上の効果が得られており、効果的かつ効率的に施策が実施されていると認められる。

また、卸売市場施設の耐震化については、「強い農業づくり交付金」を交付し事業が完了した卸売市場は1市場であり、事業費16,482千円、交付金5,087千円である。卸売市場施設の耐震化にあたっては、新築工事と耐震化工事を比較検討し、耐震化工事が経済性に優れると判断されており、効率的な予算執行が図られているとともに、生鮮食料品等の流通の基幹的インフラである卸売市場施設の安全性が確保されたことから、投入された資源量に見合った効果が得られている。

米及び小麦の適正な備蓄水準の確保

米の適正な備蓄水準の確保：

【必要性】

国は、米穀が国民の食生活を支える主食であり、我が国農業の重要な農産物としての地位を占めていることに鑑み、米穀の供給が不足する事態に備えて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、機動的な備蓄運営を行っている。

万一、供給熱量の22%を占めている米の供給が途絶すると、国民の食生活に重大な影響が及ぶ。また、米を使用している食品製造業（国内生産額約2兆円（平成28年））の活動が継続不可能になるなど、国民経済にも重大な影響を及ぼす。

このため、不測の事態が生じた場合でも、国は、国民が最低限必要とする米穀の供給の確保を図る必要がある。

【有効性】

評価対象期間において、国においては、不測の事態が生じた場合に備え、毎年100万トン程度を保有してきた。備蓄数量については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する場合や災害等により米穀の供給が求められる場合に備え、毎年6月末時点で100万トン程度備蓄することとしている。この備蓄水準は、10年に一度の不作（作況92）又は2年連続で通常的不作（作況94）が発生した場合にも国内産をもって対処し得るものとしている。

平成23年の東日本大震災発生時に、被災地から応急食料としての精米の供給要請があったことを契機に、平成24年から大規模災害への備えとして、備蓄米の一部（500トン）を精米（無洗米）形態で保有し、平成28年4月に発生した熊本地震において、被災地からの要請により86トンを供給している。

【効率性】

米の適正な備蓄のための国内米買入れについては、直近の市場価格に連動した競争入札を実施しコスト低減に努め、備蓄米の確保に努めている。また、適正備蓄水準の確保を図りながら備蓄米の年産更新を行うとともに、民間事業体に包括的に委託している保管・販売等の関連業務についても、取扱手数料・保管経費・運送経費を公共サービス改革基本方針に基づく民間競争入札実施要項による一般競争入札の対象経費とすることによって節減を図っており、低コストで事業が実施できているため効率性は高い。

また、それに伴う予算については、入札結果を予算に反映するなどして節減を図っている。

小麦の適正な備蓄水準の確保：

②のイの記載と同じ。

家庭における食料品備蓄の推進

【必要性】

地震等の大規模な災害が発生すると、食料品等の生産・流通が停滞するとともに、一時的に需要が増大し、家屋倒壊等の被災を免れた家庭でも、スーパーやコンビニ等の店舗で食料品等を入手することが困難になる。また、電気、水道、ガス等のライフラインが寸断し、飲料水の確保や食品の調理ができないといった問題が生じる。このため、各家庭において、最低でも3日分、できれば1週間分の水、カセットコンロ・カセットボンベ、食料品の備蓄を実施するよう普及啓発する必要がある。

一方、平成29年11月の「防災に関する世論調査」（内閣府）によると、大地震に備えて食料や飲料水を準備しているという人の割合は45.7%となっている。半分以上が地震への備えができていない状態で、もし仮に首都直下地震や南海トラフ地震が発生した場合には、被災地では消費者が必要な食料を入手できなくなるなど、大きな混乱が生じることが懸念される。このような懸念を払拭するため、家庭での食料品の備蓄の普及を速やかに徹底し、災害時にも大多数の人が食生活に不自由することなく、リスクに対する備えを万全にすることは、フードシステムの発展した現代の日本社会においては不可欠な課題であり、食料安全保障上の必要性が高いと考えられる。

【有効性】

家庭備蓄ガイド、リーフレット等の作成と普及：

東日本大震災を受けて、平成26年2月に「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」を策定した。本ガイドは、栄養学や防災リスク管理、食品流通・物流の専門家や内閣府防災、阪神淡路大震災を経験した兵庫県の担当者から意見を聴きながら取りまとめたものであり、基本的な考え方として、①家庭備蓄が取り組みやすくなるようできるだけ取組のハードルを下げ、保存性の高い米を備蓄の柱とし、普段の生活の中で購入している食料品等を「買い置き」し、消費した分だけ購入することなどを推奨、②電気、ガス、水道といったライフラインが一定期間停止する緊急事態の発生を前提に、水と熱源を確保しつつ、最低限3日分、できれば1週間分程度の食料品備蓄を推奨している。

平成28年には、家庭備蓄ガイドの簡易な概要版であるリーフレット「買い置き」を作成した。これまでに、各種防災イベントでの配付や、地方自治体（防災や健康福祉の部署）や自治会からの問合せに応じた配付により、家庭備蓄ガイドは23.5万部、リーフレットは8.8万部を配付している（H30.10.15現在）。家庭備蓄ガイドやリーフレットは、都道府県や市町村の広報誌やホームページのほか、テレビ・新聞での報道や、「料理と栄養」といった女性向け雑誌でも取り上げられている。



図 7 緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド



図 8 リーフレット「買いおき」

平成28年9月には、農林水産省の広報誌「aff（あふ）」で非常食特集を掲載し、家庭備蓄ガイドの考え方を解説するとともに、NPO法人ママプラグを取材し、被災した方々の声を参考にした役立つ備えを分かりやすく掲載するなどした。

平成29年12月には、東海農政局が、愛知学院大学と共同で「災害用備蓄食品活用レシピ」を作成した。このレシピは災害時向けではなく、備蓄しているアルファ化米やレトルトご飯、缶詰等を、普段の生活の中でおいしく食べられるよう工夫したものであり、ローリングストックの中でも消費を促進することを目的としている。

農林水産省「消費者の部屋」特別展示の実施：

平成28年からは、熊本地震を受けて、家庭備蓄の普及活動の強化を図るため、「消費者の部屋」特別展示を、9月1日の防災の日に合わせて実施した。特別展示では、備蓄のポイント、備蓄に適した食料品の特徴、1週間分の備蓄の量、最近開発されたバラエティに富んだ非常食の展示、ポリ袋ご飯等の試食やLLミルクの試飲を実施したほか、農林水産省の災害対策や防災グッズの展示を行った。平成28年は、8/29～9/2で815名が来場、平成29年は8/28～9/1で714名が来場し、来場者の9割以上が、家庭備蓄への関心が高まったと回答した。

各種防災イベントへの出展・講演：

平成28年からは、熊本地震を受けて、家庭備蓄の普及活動の強化を図るため、内閣府防災や民間企業が開催する各種防災イベントへの出展・講演を実施した（平成28年度4件、平成29年度8件）。この他、市区町村の健康福祉の部署や町内会からの依頼を受けた講演を個別に実施した。講演の参加者へのアンケートでは、家庭備蓄に取り組んでいない方の大多数が、セミナーを受講して、家庭備蓄に取り組みたいと思ったと回答した。

各地方農政局等による展示・講演：

中国四国農政局では、農政局庁舎における「消費者の部屋」や徳島市立図書館において「移動消費者の部屋」を開催し、「今日から始めよう！家庭で上手に食料備蓄」と題して、家庭でできる食料備蓄のポイントに関するパネル展示を実施した。同局では、「家庭での食料品備蓄について～災害への備えを考えてみましょう～」と題する出張講座（食と農の知っ得講座）についてホームページに掲載し、問合せがあれば、消費者団体等が開催する研修会へ講師を派遣する取組を実施している。

政府インターネットテレビ等の動画等の作成：

平成29年には、政府インターネットテレビ「徳光&木佐の知りたいニッポン！」において、家庭備蓄をテーマとした動画を作成・掲載した。また、政府広報ラジオ「秋元才加のWeekly Japan!!」において、「防災週間と食料品の家庭備蓄」をテーマに番組を放送した。さらに「考えていますか、災害時の食料のこと～いつもの食品で無理なく家庭備蓄」と題する2分40秒の動画を作成し、MAFFチャンネルというYouTubeの農林水産省専用チャンネルに掲載した。この動画は、農林水産省のフェイスブックで紹介するとともに、首相官邸メルマガでも紹介され、再生回数は一般的なMAFFチャンネルの動画よりも大幅に多い5,000回以上を記録しており、認知度が高い。これらの宣伝効果により、家庭備蓄ガイド等の要望部数も伸びており、各媒体の相乗効果による普及が進んでいる。



図 9 「考えていますか、災害時の食料のこと」動画

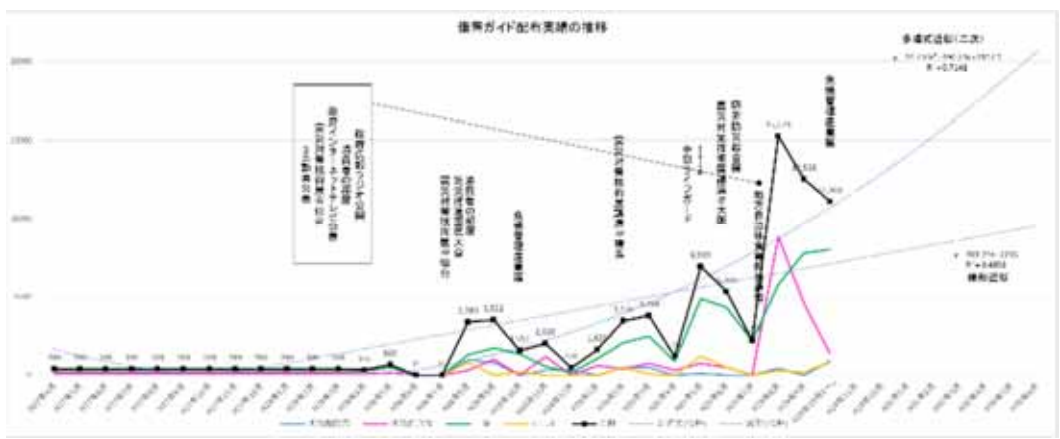


図 10 備蓄ガイド配布実績の推移

【効率性】

家庭備蓄の推進については、他の手法に比べて支出を節減しながら実施されている。例えば、各種防災イベントは、主催者に対して展示内容の公益性を説明し、無償で出展する了承を得て実施しており、出展費用（合計約250万円）を節減している。さらに、MAFFチャンネルの動画は、視聴者にメッセージが伝わりやすいよう、構成をシンプルなものとする仕様書を作成して制作業者を募集したところ、類似動画の平均制作費用よりも大幅に低い20万円未満で制作することができた。このように、必要最小限の支出で効果を得ており、効率的な実施がされていると言える。

12. 政策評価の結果（法第10条第1項第7号）

【政策評価の結果の記載の考え方】

個別の取組の評価結果を踏まえ、全体として食料安全保障の確立がどの程度図られたかを評価し、今後の政策への反映の方向を示す。

【結果】

「11. 政策効果の把握の手法及びその結果」の個別の取組に関する記載にあるとおり、これまでの各般の取組の結果、我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けて、一定の成果があったと考えられる。また、国民や社会のニーズに照らして、今後も政策を実施する必要性は高く、引き続き、必要な見直し等を行いながら、各取組を継続していく必要がある。一方で、一部の取組については、一層の取組の強化が必要と考えられる。まずリスクの分析・評価については、顕在化する可能性が高まっているリスクや、近年特に発生頻度が高まっている国内の自然災害などのリスクについて重点的な分析・評価を実施し、その結果に基づいて新たな政策の方向性を提示することなどを検討する必要がある。また、「緊急事態食料安全保障指針」に基づくシミュレーションについては、確立した演習の手法を活用してレベル2の事態のシミュレーションを実施するなど、これまでの取組をさらに発展させていく必要がある。海外農業投資の促進や開発途上国におけるフードバリューチェーンの構築の推進については、一定の成果が見られるものの、我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けて、必要な見直しを行いながら引き続き実施する必要がある。米、小麦、飼料用穀物の適正な備蓄水準の確保については、不測の事態において適切な対応をすることにより効果があったところであり、効率性に留意しつつ、引き続き実施する必要がある。動植物防疫措置の強化については、評価対象期間における取組は一定の成果があったものの、現在、岐阜県等の畜産施設及び野生いのししにおいて豚コレラが発生している状況にあり、事態の早期解決に向けて対応していくとともに、同様の事態が今後生じないように、あらゆる観点から検討を進めていく必要がある。家庭における食料品備蓄の推進については、近年、全国各地で大規模な災害が頻発している中で、平素から食料の家庭備蓄を実践しやすくする方法や、アレルギー等要配慮者を持つ家庭が実践しやすくなる方法を検討するとともに、それらを効果的に発信し、具体的な取組を促していく必要がある。

また、水産資源の管理に当たっては、水産物が国民の食生活等において十分活用されるよう水産資源の持続的利用の確保を図る必要がある。今後、資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量（MSY）の概念をベースとする方式に変更するなど、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とし、新たな資源管理システムを構築することが必要である。